

◎社会保険の保険料等に係る延滞金を

軽減するための厚生年金保険法等の

一部を改正する法律

(平成二十二年五月一日法律第三六号(衆

一、提案理由(平成二十二年四月一七日・衆議院本会議)

○田村憲久君　ただいま議題となりました各案について申し上げます。

(略)

次に、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、事業主等の経済的負担の軽減に資するため、現行の年一四・六％の社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納付期限から一定期間軽減する措置を講じようとするものであります。

(略)

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

両案は、いずれも本日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二十二年四月二十四日)

○辻泰弘君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、社会保険の保険料等の納付が困難となっている事業主等の経済的負担の軽減に資するため、国税徴収の例を参考にし、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納付期限から一定期間軽減する措置を講じようとするものであります。

(略)

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長田村憲久君より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつ

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

一一〇

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。